

これまでの意見の整理(素案)

【はじめに】

- 本検討会では、本年9月の第1回会合以来、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会及び国立科学博物館(以下「国立文化施設等」という。)について、独立行政法人制度移行後の課題、事業仕分けにおける指摘、関係各方面で行われている議論等を踏まえつつ、今後の望ましい運営の在り方について検討を行っている。なお、資料の収集、研究、展示を行う点で国立文化施設と共通性が見られることから、国立科学博物館も検討対象としている。

1. 基本認識

(1) 現状

- 平成13年12月の文化芸術振興基本法施行以降、我が国の文化芸術振興は、本法律及び文化芸術の振興に関する基本的な方針に基づき図られてきた。平成19年2月には、「第2次基本方針」が策定され、「文化芸術立国」を目指すことが明確な目標として位置付けられ、国立文化施設はその重要な役割を担ってきた。なお、国立科学博物館は、自然史・科学技術史に関する中核的研究機関、主導的な博物館としての役割を担ってきた。
- 一方で、国の行政改革の一環として、平成13年4月から独立行政法人制度が導入され、制度導入に合わせて、国立美術館、国立文化財機構及び国立科学博物館が国の機関から、平成15年10月には日本芸術文化振興会が特殊法人から、それぞれ独立行政法人に移行した。
- 独立行政法人への移行から間もなく10年が経過しようとしているが、この間、行政改革の流れの中で、業務運営の柔軟化・弾力化、法人の長によるトップマネジメントの導入による組織改革の促進、業務運営の透明化等、法人運営について改善された点は少なくない。
- 一方、独立行政法人制度という様々な法人を一括りにして扱う制度の中において、国立文化施設等にとってはなじまない点があると指摘されている。また、財政改革の一環として、総人件費の削減、効率化係数による業務経費の削減の影響もあり、各法人は大変に厳しい財政運営を強いられている。
- また、政府の行政刷新会議は、平成21年11月から、国の行う各事業について税金がどう使われ、その効果がどの程度あるのかを検討し、事業の必要性などを判定する「事業仕分」を実施している。平成22年4月に行われた「事業仕分第2弾」では、国立美術館及び国立文化財機構に関し、機動的な作品購入等が可能となる仕組み等、適切な制度の在り方を抜本的に検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト削減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図るべきであるとの評価結果が示された。なお、国立科学博物館に関しても、資料の収集・保管に関し自己収入の拡大や民間からの協賛・寄附の募集を積極的に行うべきであるとの評価結果が示された。

(2) 独立行政法人制度の導入による改善点及び問題点

ア 改善点

独立行政法人制度の創設により、各国立文化施設等が事業を実施する上で柔軟かつ弾力的な運営がなされるようになった点は高く評価されるものであり、以下のような事項について引き続き重要な制度として維持・改善されるべきである。

- 第三者からの評価が入るようになった結果、法人としての経営の視点が明確になり、利用者の視点、「お客様」という意識が生じた結果、利用者目線の取組や利用者サービスの向上、組織の活性化、意識改革など、多くの改善につながった。
- 法人として中期計画を作成するようになり、法人として進むべき明確な方向性を全職員が共有するようになった。
- 経営者の裁量権と責任による自立的運営の中で、独立行政法人の基本的な業務運営に必要な経費として支弁される運営費交付金による柔軟な使途と執行が可能になった。
- 「財務諸表」を通じて財政状況が公開され、法人の「説明責任」が法的に位置付けられるとともに、国内外の文化施設等に対する「ナショナルセンター」としての意識が向上した。
- 業務の効率化、経費削減等によって、運営費交付金等の削減などに一定の効果があった。

イ 問題点

組織の在り方、評価制度、予算措置などの法人制度の根幹に関わる部分を含めて、どちらかと言えば定型的な業務を効率的、効果的に行わせること等に主眼を置いた独立行政法人制度を適用することは、各国立文化施設等の機能強化を図る上で必ずしも適切ではない点があると考えられる。具体的には、以下のような問題点が指摘された。

- 現段階では支出削減が最大の目的であり、様々な性格を持つ法人が「独立行政法人」として一括りにされ、国の文化政策等の一翼を担う国立文化施設等の特性、独自性を考慮しないまま、行政改革の一環として効率性が求められ、毎年度人件費の1%、一般管理費の3%、業務経費の1%が削減されている。このような一律削減に加え、臨時に削減が付加されることもあり、運営費交付金の削減は限界に達している。
- 目的積立金制度が有効に運用されず、法人が努力して利益を上げてほとんど活用することができない。
- 評価の事務量が膨大でいわゆる「評価疲れ」が生じている。数量と数字による評価が主体で、企画の内容・意義に関する評価基準のないまま一律横並び評価となっている。苦勞して評価しても、その結果が業務運営に適切に活かされていない。
- 行き過ぎた効率化により、国立文化施設等のミッションの達成自体が危うくなっている。効率化、収益の拡大等に比重がかかり過ぎる結果、本来の事業や運営がミッションに基づいたものから、評価を得やすいものに陥りつつある。

(3) 事業の基本的特性

【論点】国立文化施設等の事業に概ね共通して見られる特性は、どのようなものがあるか。例えば、次のような特性が考えられるか。これら以外にどのような特性があるか。

- i) 文化に関する価値そのものを扱うため、事業運営に当たって自立性が求められること
- ii) コレクション収集、展示・公演企画、専門的職員の育成、各種調査研究等の事業が継続的、安定的に行われることが求められること
- iii) 展示・公演には高度に専門的な収集・保管、調査研究等が求められるとともに、そのため

の専門的人材が必要であること

iv) 国の文化政策等の下、基礎的・先端的研究や国際協力の実施など、内外への文化発信と次世代への継承の役割を担うとともに、国内の各文化施設、研究機関等に対する牽引的な役割(ナショナルセンター機能)を果たすこと

v) 展示公開や公演等を通じて入場料収入等が見込めるが、自己収入のみによる独立採算はそもそも不可能であり、公的な財政支援を受けることが不可欠であること

2. 見直しの方向

(1) 基本的考え方

○ 現在、政府の行政刷新会議において、全独立行政法人の業務のゼロベースでの見直しと「選別」、及び独立行政法人の抜本見直しのために解決すべき制度的課題についての整理・検討が行われており、平成22年内に見直しの基本方針を策定し、平成22年度内を目途に制度的課題と併せて詳細設計を行うこととされている。

○ 独立行政法人制度は制度疲労を起こしているとの指摘もあるが、同制度の良い点を生かしつつ、政府全体の同制度の見直しに関する検討と併せて、国立文化施設等について、その事業の基本的特性を十分に踏まえた、より望ましい制度の在り方について検討する必要がある。

【論点①】独立行政法人制度を維持しつつ運用改善を図る方法と、それに止まらず基本的特性を踏まえた新たな法人制度の創設を目指す方法があるが、どのように考えるか。(cf.国立研究開発機関(仮称)制度の検討)

【論点②】新たな法人制度を検討する場合、法人ごとの性格や事業内容等の相違を考慮しつつ、対象法人の枠組みについてどのように考えるか。

(2) 法人の目標設定及び評価

ア 目標の内容等

○ 現行の独立行政法人制度においては、中期目標に定めるべき事項として「業務運営の効率化に関する事項」や「財務内容の改善に関する事項」などの事項が掲げられているが、これらは、どちらかといえば、定型的な業務をいかに効率化させるかという観点からくるものであり、国立文化施設等に対して設定する第一義的な目標としては、必ずしもふさわしくないと考えられる。

○ このため、より適切な目標を設定して適切な評価を行い、業務をプラスに転じていけるよう、事業の基本的特性を十分に踏まえ、法人の目標として、例えば展示・公演・研究等の中核的事業の質向上、専門的人材の育成、公私立文化施設等との連携・協力、各分野における国際交流・協力等に関する事項を定めることを検討すべきである。

【論点①】各法人の目標として掲げるべき内容は、どのようなものか。

【論点②】現行の独立行政法人制度では、中期目標期間は3～5年とされており、実際、各国立文化施設等は全て5年に設定されている。例えば、展示・公演には、裏付けとなる長期にわたる収集・保管、調査研究が不可欠である等の側面があるとも考えられるが、法人の目標期間についてどう考えるか。

イ 目標の設定と評価の内容・手続

- 法人の目標を文部科学大臣が指示し、それに基づいて法人が業務を行うこと、法人の業務の実施状況を適切に評価すること自体は優れた仕組みであり、基本的な考え方は今後とも維持されるべきである。
- その上で、目標設定から評価に至る手続について、評価疲れのしない適切な評価を行うことができるよう、次のようなサイクルとすることが考えられる。
 - ①各法人から中期目標について評価方法や評価指標を含めて意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、文部科学省の設置する第三者の専門的評価機関の意見も聴いた上で、文部科学大臣が策定・指示する。
 - ②各法人が事業の実施状況や目標の達成状況等について自己評価を行い、文部科学省（第三者の専門的評価機関）に報告書を提出する。その際、報告書はなるべく簡素化する。
 - ③文科省の設置する第三者の専門的評価機関が自己評価報告書に基づいて、各法人と意見交換を行い、必要な改善策を示して、次期年度計画、次期目標の策定に役立てる。
 - ④第三者の専門的評価機関は、実際の事業や運営のモニタリング、期間中の法人との定期的な意見交換を実施する。
- 国立文化施設等に対する定量的で一律な評価方法は文化的創造性になじまないため、事業の基本的特性を十分に踏まえた定性的評価や事業の質と運営の良否に関する評価をより重視すべきである。
- 評価に際し、評価体制の構築や必要な経費の確保が重要である。また、専門機関による調査を活用することが考えられる。その際、施設の利用者のみならず非利用者に対するアンケートも重要である。なお、研究評価など単年度評価に向かないものは複数年度評価とすることも考えられる。
- なお、目標を受けて各法人において中期の計画案を作成し、文部科学大臣の認可を受ける仕組みは基本的に維持されるべきであるが、状況変化等に迅速かつ適切に対応するため、法人の長と文部科学大臣との協議により、その変更が円滑に行われることが望まれる。

【論点①】国立文化施設等を国の文化政策等に明確に位置付け、国の文化政策等との連携を図る観点から、文部科学省の設置する第三者の専門的評価機関として、例えば文化審議会（科博については中央教育審議会）を活用することは考えられるか。

【論点②】事業の基本的特性に応じて適切に評価を行うことができるよう、評価の進め方や指標について詳細に検討する必要があるが、具体的にどのようなものか。

ウ 評価結果の取扱い

- 現行は、評価結果が予算に適切に反映されているとは言い難いため、評価結果を次期中期目標期間における予算に適切に反映すべきである。

【論点】現行制度においては、中期目標の期間終了時に、業務継続の必要性自体を検討するととされているが、これは事業の継続性などの基本的特性とは相容れないのではないか。

(3) 法人の予算措置・財源確保

ア 継続的な業務運営を確保するための予算措置の在り方

- 国立文化施設等は、その基本的特性から、収支を度外視してでも必要な事業を行わなければならない、独立採算で自己収入のみにより事業を継続することはそもそも不可能である。

- 前述のとおり、現在、全ての独立行政法人について一般管理費、業務経費、人件費の削減が義務付けられており、これ以上の削減は、国立文化施設等の目的や役割の達成を困難にする恐れがあることから、その対象から除外すべきである。
- なお、各法人の努力によって得られた新たな財源によって、初めて各目標達成のためのパイロット事業、実験的な取組への投資が可能となるものであり、その意味においても財源確保が重要である。

イ 自己収入増に向けたインセンティブが働く仕組み

- まずは各法人において自己収入の増加に向けた取組を強化すべきであり、経営努力によって収支改善や顧客満足度につながる意欲的な取組が機動的に実施できるようにすることが重要である。
- しかしながら、現行の独立行政法人の運営費交付金制度においては、中期目標期間の初年度に前期の自己収入実績を勘案した収支差補助を行うことを基本としているため、自己収入が増えるほど運営費交付金が減額される取扱いとなっている。
- このように法人の努力によって得られた収益が、専ら運営費交付金など国の支出を減らす財源に充てられ、インセンティブが働かないのは問題である。経営改善に向けたインセンティブが適切に働くよう、各法人の努力によって得られた財源は、各法人の目標達成のための事業や運営に再投資できる仕組みを早急に整えるべきである。
- そのほか各法人において、会員制の充実、コレクションの貸出し、施設の貸出し、レセプション等、様々な手法を凝らして外部資金の獲得に努めるべきである。

(4)コレクションの充実に向けた取組

ア コレクションの充実

- まずは「国の顔」にふさわしいコレクションの充実が必要であり、日本の強みにもなる。そのため購入費の充実はもちろん、それ以外の手法も活用すべきである。
- 海外流出の恐れのある貴重な美術、自然史等のコレクションを継続的に記録・保管するとともに、建築関係資料、サブカルチャー等のコレクションも収集・保管することが大切である。
- 遺贈（寄贈）の活用によるコレクションの充実も重要であるが、作品の受入れに当たっては、収蔵品として適切かどうか内容をよく吟味する必要がある。
- なお、計画的に取得できる美術品等については、別途国（文化庁）の予算で直接購入し国家財産として管理することも考えられる。
- また、日本芸術文化振興会が運営する各劇場が購入や寄贈により収集する芸能関係資料についても、その購入、活用、収蔵管理について同様の充実を図るべきである。
- 国立科学博物館においては、ハンズオン展示の計画的な更新とともに、最新の科学研究の成果等を機動的に展示に反映する必要がある。

イ 目的積立金制度の改善、基金の設定等

- 重要な美術作品等が市場に出てくる時期、価格は容易に予測できないため、単年度予算では対応できない場合もあり、取得した美術作品等のチェックを前提に、一定の資金の中で、柔軟に取得できるようにすべきである。

- 現在、国立美術館、国立文化財機構については、総務省の取扱いにより、第2期中期目標期間において目的積立金の認定基準が厳格化し、剰余金が生じて承認申請してもほとんど承認されない運用となっており、独立行政法人制度の趣旨を損なう結果となっている。自己収入増加に向けたインセンティブの観点から、各法人の努力による増収分をその裁量により年度に縛られない機動的なコレクションの購入等、より法人及びその活動の充実のための取組に活用できるよう、目的積立金の承認基準を見直し、各法人で積立てることができるようにすべきである。併せて、日本芸術文化振興会についても、利益から得た目的積立金を公演の充実、芸術文化活動支援の充実等の事業に速やかに使えるようにすべきである。
- 国立の美術館・博物館の顔となりうる美術作品や文化財等を機動的に購入、維持し、また、展示施設等を更新していくには、随時に使用可能な相当額の資金(基金)を各法人において確保しておくことが考えられる。当該資金(基金)については、現下の金利情勢等に鑑み、一定の条件下で取崩し可能とし、目的積立金若しくは目的積立金となるべき相当額から一定割合の振替え、国からの出資又は民間からの出捐等により財源を確保し、目標期間を超えて保持可能とする仕組みについて検討する必要がある。

【論点】目的積立金制度の改善や基金の設定に加え、機動的に美術品等が取得できるよう、長期借入金や債券発行について償還財源の確保に留意しつつ検討する余地はあるか。

(5) 法人のガバナンス、国の関与

- 「独立行政法人」の名にふさわしい独立した運営がなされるべきところ、現状では各法人の理事長や館長に予算や定員に関する裁量権はあるものの、国の規制が大変強い。各法人や施設の裁量権をより大きくし、自己責任の下、独自の事業展開ができるようにすることが必要である。
- 国立文化施設等は、国の文化政策等を直接担う機関として、一定の国の関与は必要である。その際、国立文化施設等が意思決定できる項目と国の意思決定によるべき項目を区分し、国立文化施設等が自主性を発揮すべき項目を明確にすべきである。

【論点①】国の関与については、文化そのものの価値を扱うことから抑制的であるべきと考えられる一方、国の文化政策(文化財保護、国際文化交流・研究交流)等を直接担う機関としての側面も持ち合せている点について、どのように考えるか。

【論点②】法人運営に当たり芸術家等の文化芸術活動を行う者の自主性を尊重する観点等から、法人外の第三者の意見を取入れることができるよう、理事長の諮問に応じて法人運営に関する重要事項について審議、助言する評議員会を置くことは考えられるか。

【論点③】理事長と各施設の長との法的関係をどのように考えるか。

(6) 組織体制、人員配置の在り方

- 国立文化施設等の組織の在り方を検討するに当たっては、まずは各法人の独自性を明確にし、助長していくことが重要であり、これまで累次にわたり行われてきた異なる組織の併合による弊害をこれ以上増やすべきではない。そのことを念頭に置けば、現在の国立文化施設等の組織体制は極めて不十分であり、まずは財政基盤の確立が必要である。
- 各法人に経理・総務・人事、専門分野、営業分野など業務形態に必要な理事を適切に配置し、法人の長の意思決定を適切に補佐すべきである。職員についても大幅な拡充を前提とし

つつ、法人本部機能を独立させ、財務・経理・総務機能を充実させ、コンプライアンス、内部統制、内部監査等の体制を強化すべきである。展示企画や舞台のPR、販売など営業分野も重要な業務であり、人事配置でも配慮されるべきである。

- 各法人における人材育成が極めて重要だが、一律削減により人材育成どころでなく、これを直ちにやめるべきである。文化施設の運営はまさに人によるのであり、思い切った措置が必要。
- 人員削減の影響により、学芸員等の異動に伴って継続的な事業実施に支障が生じる例もある。専門分野における優秀な人材の育成・配置が不可欠であるほか、研究以外の「保存」「資料管理システム」「教育・普及」「収集」等でも系統的に行う必要がある。長期の人材育成プランを作り、人材確保の必要性を強く打出すべきである。
- 資金調達や広報部門の充実が必要。研究者と教育、事務系スタッフ（デザイン、財務等）の対等な関係づくり、組織づくりが大切である。研究、営業、宣伝・編集等の分野における人材育成は、組織の将来にとって重要であり、一般職に法人の業務をなるべく広く経験させたり、適材適所の人材を強化するなど、人事面で配慮すべきである。
- 人員削減によるサービスの質低下や事故が発生しないよう必要な人材を確保すべきである。

そのほか、次のような意見があった。

- 各法人の自主性を維持しつつ体制強化を図るためには、事業本部制又は持株会社のような形の組織を構築し、そのような戦略的機能を持つ法人の下に各法人を置きつつ、各法人の自主性を持たせるために権限委譲すべきである。

3. 見直しに当たって留意すべき事項

(1) 収蔵品等の取扱い

- 収蔵品保護のため保険適用が必要だが、国立文化施設等にとってその負担は相当なものとなる。国民の財産である収蔵品の保護方法や円滑な収集方策について検討が必要。併せて、長年の伝統と実績及び「国立」としての信頼に基づき預けられている寄託品の適切な保存管理の在り方についても検討が必要である。
- コレクションを充実するに当たり、収蔵庫（保管スペース）の不足、事故発生時の対応の問題について、人的問題とセットで考える必要があり、特にコレクション保存や収蔵庫は、国民的理解を得て、社会的コストをかけてでも行うべきである。
- また、国内の個人や団体が管理するコレクションの散逸や海外流出の可能性があることから、それらのコレクションを「国の顔」として受入れる体制について検討が必要である。

(2) 寄附税制の充実

- 各法人が計画的に寄附金を集める仕組みを考え、収集体制を強化すべきである。関連して我が国においても寄附文化が広がっていくことが大切で、税制優遇措置を更に進めることが大切である。
- 寄附税制については、個人にとっては年末調整等の手続の煩雑さの問題、企業にとっては景気動向と経費処理の問題、NPO法人にとっては本来事業より寄附金収集が目的となつては

本末転倒、といった側面があり、より使い勝手の良い仕組みを検討すべきである。

(3) 博物館法の取扱い

- 国立の博物館・美術館は博物館法上の登録博物館ではなく、公私立の博物館・美術館とは異なる位置付けにあることから、国立の博物館・美術館を博物館法に位置付け、国立の役割、公私立との違いを明確にすることを検討すべきである。

(4) 日本芸術文化振興会に関する個別事項

- 文化芸術活動への助成を行う芸術文化振興基金は、今後の「日本版アーツカウンシル」の試行的導入の実施を通じて、審査・評価体制の充実を図る必要があり、将来的には「日本版アーツカウンシル」としての役割を担い、一元的に活動内容を評価・選定するような仕組みを検討すべきである。この芸術文化振興基金の充実を図るとともに、取扱っている文化庁からの補助金、運営費交付金の安定的、継続的な支援を確保すべきである。
- 新国立劇場の地方公演の観客数は、現状では毎年数千人程度と少なく、国民全体のものとなっているとは言えない。再演、海外公演を積極的に行うとともに、地方でも良質の公演が鑑賞できるようにすべきである。
- 国立劇場の芸能の後継者養成事業は国としても大切な仕事であり、伝統芸能の後継者や技術者等の専門人材の確保が困難になる一律削減は大変問題である。国立劇場おきなわを含む伝統芸能分野の養成事業への期待はますます大きくなっており、内容の充実と組織の変革を考える必要である。また、新国立劇場の研修事業は、公演水準を維持するために重要な役割を果たしており、舞台監督・照明・音響・美術等の専門分野における後継者養成も重要な課題である。

(5) その他

- 一般競争入札等の推進は必要であるが、各業務の性質上、一般競争入札等が困難なものがあるため、一般競争入札等は競争性のあるものに限定するなど、国立文化施設等における一般競争入札等の範囲を検討すべきである。
- 国立劇場の舞台は生命に関わり、日々命懸けの舞台を俳優も含め経験している。国立科学博物館も子どもたちへの危険に神経を使っている。安全上の見地から、展示や公演の企画等とも連携して、各法人の施設改修が喫緊の課題である。
- 特別展は、開催経費の大半をマスコミが負担し、国がリスクを負わずに入場料収入の一部を会場費のような形で一律に取る仕組みであるが、この仕組みは、経済状況から今後難しくなるおそれがある。

4. 国立文化施設等の今後の役割

以上のような制度的検討と併せて、国立文化施設等がその機能を一層充実し、全国の博物館、美術館、劇場のナショナルセンターとして、以下のような役割を一層積極的に果たしていくことが望まれる。

- 国立文化施設等は、国の芸術文化の振興や発信、科学研究の基盤づくりや国民の科学リテ

ラシーの涵養の拠点として重要な使命を担っている。特に、貴重な文化的資産や自然物を蓄積し、国民共有の資産として提供し、人々を取り巻く自然と現在の社会が生み出している様々な価値を記録し蓄積を続けることは、他の施設ではなし得ない重要な役割である。

- また、地方や国民の目線を意識し、ナショナルセンターとして一層重要な役割を果たす必要があり、コレクションの巡回、アウトリーチ活動等も期待される。
- さらに、文化芸術振興等の観点からの国際貢献をはじめ、「国民のアイデンティティ」「国の誇り」「国の顔」として、日本の国際的な存在感の向上にも一層重要な役割を果たすことが期待される。そのため、世界に自信をもって公開・公演できる水準の展示や公演を実現すべきである。
- 国民の文化を守り、豊かにし、そして、文化の創造、芸術家の育成、科学リテラシーの涵養、人材養成という重要かつ独自の責務を果たすため、事業成果を一層強力にアピールすべきである。

【おわりに】

- 本意見の整理は、これまでに本検討会において出された意見を中間的に取りまとめたものであり、検討状況を文化審議会等に報告するとともに、各論点について更に検討を深めることが必要である。併せて、現在進められている政府全体の独立行政法人制度の抜本改革に的確に反映されることを期待する。
- なお、適切な財務諸表や会計処理の仕組みを含め、より詳細な制度設計について、政府全体の独立行政法人改革の動きと併せて、引き続き検討する必要がある。

本検討会では、文化予算や文化政策の在り方について、次のような意見が多数出された。政府においては、こうした意見を的確に受け止め、今後の政策の推進に生かすことを期待する。

- 教育普及や内外への文化発信、次世代への継承など各法人の果たすべき役割の重要性を考慮すると、これらが安定的に活動できるようにすべきであり、国は国家百年の計をもって、文化政策の舵を取り、必要な予算をつけるべきである。
- 文化芸術は、現代社会の課題解決のために重要性が高まっているにもかかわらず、文化芸術振興基本法成立までの機運と比べ、軽んじられている。文化芸術の振興は、教育・福祉・産業・地域活性化等広範に及ぶものであり、いま一度、国の文化政策、とりわけその中核を占める国立文化施設について重要性及び必要性を強調したい。また、国民の科学離れが叫ばれる中、国民の科学リテラシーの涵養の拠点となる国立科学博物館の重要性についても同様に強調すべきである。
- 本検討会としては、国立文化施設等の経費削減、人員削減がそのまま続けば、文化破壊につながるというメッセージを強く表明するものである。そして、そのことが指定管理者制度等により疲弊する公立文化施設に対するメッセージにもなることを期待する。